

(案)

資料 4

令和 7 年 月 日

佐渡市水道事業
佐渡市長 渡辺 竜五 様

佐渡市水道運営審議会長

水道料金改定について（答申）

令和 7 年 7 月 4 日付け、佐水第 601 号で諮問のあった水道料金改定について、本審議会において審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申にあたって

佐渡市の水道事業は、昭和 28 年に創設され現在は 99%まで普及し、安心・安全な水道水を安定して給水することに努力されている。

しかし、現在、少子高齢化とライフスタイルの変化などにより、水需要が減少していることから、給水収益の減少が進んでいる。また、ほぼ同時期に建設した水道施設も老朽化が進んでおり、更新時期を迎え耐震化への取り組みも含め整備していく必要がある。

離島ゆえに水源が豊富にない中での水道事業のため、施設数が非常に多い現状がみられる。今後も施設の統合等、経費の削減による経営努力を引き続き行なう必要はあるが、即効性のある削減とはならない状況にある。

このような状況の中で今後より厳しい経営状況になりえる要素が多い事からも、安心・安全・強靱な水道事業を持続するため水道料金の見直しの検討を行った。

2 審議事項

(1) 水道使用者の状況について

水の使用量は、年代や使用形態により様々だが、一般家庭での一人一月の使用料件数割合では 0～10 m³が 47.3%となっており、6～10 m³が 18.8%を占めている。この割合の想定世帯構成は、高齢者 2 人暮らし世帯や単身世帯、集会場等である。一方、3 人世帯では 11～20 m³使用が 27.5%、夫婦と子供又は、3 世代が暮らす世帯は 21～50 m³使用が 20.9%となっている。

使用料金で見ると 0～10 m³の使用件数が全体の 19.7%に対し、11～50 m³使用世帯の料金は全体の 51.8%である。このことから、10 m³以下の使用水量の少ない使用者の件数は全体の 47.3%を占めるが使用料金は少なく、50 m³以下の使用水量が多い世帯の件数 48.4%は、収入割合 51.8%であり収入が多い状況となっている。

(2) 料金改定の経過について

料金改定の経過としては、平成 16 年度の市町村合併時には旧市町村での料金を引き継ぎ、平成 19 年度上水道地区及び一部の簡易水道地区の水道料金を口径別料金に統一した。その後段階的に平成 20 年度には佐和田、畑野、真野の一部の簡易水道を口径別料金に統一し、平成 23 年度には口径別料金の基本料金を 300 円値上げ、集落の簡易水道以外を統一した。次に平成 26 年度に口径別料金の消費税増税分を改定し、平成 28 年度には簡易水道事業を、地方公営企業法を適用する上水道事業に統合し、佐渡市水道事業として、島内統一料金体形となった。さらに令和元年度にも消費税増税による改定を行っている。

(3) 他市の水道料金等について

佐渡市の水道料金は現在、20 m³使用時の料金で比較すると県内第 3 位の 4,482 円であり、県内 20 市の平均額 3,409 円、全国平均の 3,368 円よりも高い水準となっている。

また、離島や類似団体等の状況を比較すると、面積や人口及び施設数等様々であるが、佐渡市は面積が広く、給水区域ごとに水道施設が点在しているため浄水場は 43 施設、滅菌設備付き配水池 41 施設、配水池 71 施設と他の団体には例の無い施設数であることから、これらの施設の維持管理や施設更新に要する費用は他より必要と考える。

(4) 料金改定のシミュレーションについて

基本料金・従量料金を一律に上げる方法での検討を行った。水道料金収入減の要因としては、給水人口は過去 5 年の平均で毎年 1,153 人減の状況であり水道料金は年間平均約 1.7%の 22,274 千円の減少傾向である。令和 6 年度と比較で令和 12 年度には 119,000 千円の収入減少が予想され、今後の維持管理経費・施設更新費用を考慮すると経営維持が困難となり、一定の料金改定が必用となる。

給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表す指標である料金回収率は令和 5 年度時点で 64.60%であり、県内 20 市平均の 98%を大きく下回っている。この状況を改善するため、料金算定期間を令和 12 年度

までの5年間とし、料金改定率を40%とした場合、20%とした場合、について試算を行った。

改定率40%とした場合料金回収率が76.70%まで回復し経営状況が改善されるが、市民への水道料金負担額が急激に増加する。改定率を20%にした場合、一定の経費削減を引き続き継続することで経営状況はある程度改善される。

次に、令和12年度までの5年間で料金改定を1回で実施するか、改定年度を2回に分けて実施するかの検討を行った。

次に、一般家庭での月の水道使用量、高齢者世帯等の水道使用量体系を考慮し、基本料金の使用量を5 m^3 、8 m^3 、10 m^3 、料金改定率を令和8年度、令和10年度にそれぞれ10%として2回実施し、使用量の少ない世帯への配慮として、1回目の料金改定の基本水量分を現行料金体系に据え置いた場合の試算を行った。

① 料金改定率

40%改定	料金改定率	76.70%まで回復	年間約490,000千円増額
20%改定	〃	65.74%まで回復	年間約240,000千円増額

② 改定の年度、回数

20%改定を令和8年度に実施

10%改定を令和8年度、令和10年度の2回とし段階的に実施（2回併せて20%改定）

③ 基本料金の水量基準（令和8年度、令和10年度の2回料金改定）

- ・月基本使用量5 m^3 1回目の基本水量までの料金を据置き、料金改定
- ・月基本使用量8 m^3 1回目の基本水量までの料金を据置き、料金改定
- ・月基本使用量10 m^3 1回目、2回目の改定率それぞれ10%とした場合の、料金改定

3 水道料金改定の方角性について

一般家庭の多くが口径13mmであり、事業所等の大口径の50mmや75mmも含め、各口径を一律で上乗せすることで不公平感を軽減できる。

佐渡市の水道は使用者全員で守る観点から使用者の皆様に負担いただくことも必要であると考え、基本料金・従量料金を上げる方法が望ましいと考える。

水道料金改定について市民負担を配慮し、料金改定シミュレーションの検討を行った結果、①の _____、②の _____ ③の _____ が望ましいと判断した。

金額については、今後の維持管理経費、施設更新費用等を考慮しつつ、市民への急激な負担とならないよう配慮した値上げはやむを得ないと思慮するが、附帯意見を十分に考慮されたい。

4 附帯意見

- (1) 社会情勢や水道施設統合を含めた更新状況及び施設の耐震診断と耐用年数の延命化を考慮した工事を行う場合などの妥当性を考慮しながら、新水道ビジョンに示す計画を実行すること。
- (2) 上水道は市民生活に密接に関係していることから、十分な周知期間を考慮し料金改定の趣旨や内容を判りやすく市民に周知すること。
- (3) 各種交付金等、国・県への要望を引き続き行うこと。
- (4) 水道事業の健全な運営を維持するため、更なる運営経費の削減と水道料金収納率の向上に努めること。
- (5) 佐渡市新水道ビジョンに基づき、計画的な整備を進めつつも、企業債残高の減少に努めること。
- (6) 当市の水道事業の現状では独立採算制の原則は不可能な状況にあるが、日本水道協会「水道料金算定要領」に示されている資本費用として、中長期的な施設整備・更新計画に照らし給水サービスの提供を確保できる水準の資産維持費の確保も考慮し、今後も事業費用の負担のあり方について、関係機関との継続協議と改善策検討が必要と考える。

5 その他の意見

- (1) 料金改定を市民へ周知する際は、あらかじめ1回目の改定、2回目の改定時期等を最初に説明し、市民を不安にさせないような配慮をしてもらいたい。
- (2)
- (3)

6 審議経過

回	開催日	審議内容
第1回	令和7年5月27日	・佐渡市水道事業の経営状況について ・水道料金改定スケジュール
第2回	令和7年7月4日	・現状分析と料金改定（案）について
第3回	令和7年7月23日	・現状分析と料金改定（案）について ・答申（案）の検討について